

令和6年11月分（令和7年1月支給分）から児童扶養手当の制度が改正されます。

▽改正内容

①所得制限の引上げ…全部支給と一部支給の制限額が引き上げられます（表1のとおり）。
②第3子以降の加算額の引上げ…第2子の加算額と同額になります（表2のとおり）。
※令和6年11月分と12月分の手当は、令和7年1月に支払われます。

▽問合せ

こども政策課 手当助成係

児童扶養手当の制度改正について

市議会の新しい議長・副議長が決まりました。

7月31日に開催された、あきる野市議会第1回定例会第3回臨時会議で、議長・副議長が選出されました。

窪島 成一 副議長

臼井 建 議長

また、各委員会で委員長が決められました。

●総務委員長…中村 一広
●環境建設委員長…浦野 治光
●福祉文教委員長…大久保 昌代
●議会運営委員長…ひはら 省吾

表1 所得制限限度額表

	全部支給		一部支給	
	所得額（受給者本人の前年所得）			
扶養親族等の数	令和6年10月分まで	令和6年11月分から	令和6年10月分まで	令和6年11月分から
0人	490,000円	690,000円	1,920,000円	2,080,000円
1人	870,000円	1,070,000円	2,300,000円	2,460,000円
2人	1,250,000円	1,450,000円	2,680,000円	2,840,000円
3人	1,630,000円	1,830,000円	3,060,000円	3,220,000円
4人	2,010,000円	2,210,000円	3,440,000円	3,600,000円
5人以上	1人につき38万円加算			

表2 第3子以降月額表

	全部支給		一部支給	
	令和6年10月分まで	令和6年11月分から	令和6年10月分まで	令和6年11月分から
児童数				
第3子以降	6,450円	10,750円	6,440円～3,230円	10,740円～5,380円

▽対象

●65歳以上で、老齢基礎年金を受給している方のうち、年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下で、世帯員全員が住民税非課税の方
●障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方のうち、前年の所得額が約47.2万円以下の方

▽請求手続き

同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に必要事項を記入の上、目隠しシールと切手を貼り、送付してください。
※令和7年1月6日までに請求手続きが完了しないと、令和6年10月分から令和7年1月分までの給付金を受け取れません。

▽問合せ

給付金専用ダイヤル（☎0570・05・4092）、
青梅年金事務所（☎042

年金生活者支援給付金制度」請求手続きはお早めに

敬老のお祝いに記念品を贈呈いたします

市では、今年度新たな取組として、75歳か88歳を迎える方に、節目のお祝いとして、記念品をお贈りします。

▽対象者

8月1日時点で、市内に住民票があり、4月1日から令和7年3月31日までの間に75歳か88歳を迎えられる方

国民健康保険からのお知らせを送付します

国からの依頼により、安心してマイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただけるよう、国民健康保険の加入者情報とその方の個人番号（マイナンバー）のお知らせを送付します。
※個人番号と健康保険の加入者情報は、マイナンバーカードの取得の有無、健康保険証としての利用申込の有無にかかわらず、医療保険のデータベースに登録されています。
▽対象

あきる野市の国民健康保険に加入している方

▽時期

9月中旬

▽問合せ

保険年金課 国民健康

「年金生活者支援給付金制度」請求手続きはお早めに

9月と10月は「行政相談月間」です

道路、社会福祉、医療保険などの行政全般について「説明に納得できない」「処理が間違っている」などの苦情や要望がある方は、ご利用ください。

▽「行政苦情110番」（総務省行政相談センター）きくみみ東京

☎0570・090110、FAX03・5331・1761

▽市の行政相談（予約制）

毎月第4水曜日 午後1時30分～4時30分

▽申込み・問合せ

市民課 市民相談窓口係（直通558・1216）

令和7年度使用教科用図書（中学校）採択結果

あきる野市公立学校教科用図書選定要項に基づき作成した教科用図書選定資料を参考に、教科用図書選定指導係

▽問合せ

指導室 指導係

表3 中学校教科用図書一覧

種 目	発行者名	種 目	発行者名
国 語	光村図書	音楽（一般）	教育芸術社
書 写	教育出版	音楽（器楽）	教育芸術社
社会（地理）	東京書籍	美術	光村図書
社会（歴史）	東京書籍	保健体育	Gakken
社会（公民）	東京書籍	技 術	東京書籍
地 図	帝国書院	家 庭	東京書籍
数 学	東京書籍	英 語	三省堂
理 科	東京書籍	道 徳	東京書籍

野生のクマを人家に近づけないための対策をお願いします

過去に市内で撮影されたクマ

今年度に入り、あきる野市内ではクマの目撃情報が多数寄せられるようになりました。市内でも、山に近く、食べ物がある場所（木の実や果物、養蜂箱があるところ）で目撃情報が多発し、特に早朝か夕方以降の目撃情報が多く寄せられています。

秋には、冬眠前のクマがまた里へ下りてくる可能性が高まります。クマを誘引する可能性のあるものは適切に片付けるなど対策をお願いします。

クマは犬よりも鼻がよく、3～5キロ離れたところでもにおいを感じることができ、何のにおいかも嗅ぎ分けられると言われています。また、クマは餌があることを覚えると再び現れます。覚えさせないよう、人間が原因を除去していく必要があります。

○クマを引き寄せないために

●生ごみ、不要となった農作物や果実などは、クマの餌となります。人家の周りや農地に放置せず、適切に処理しましょう。

●ハイキングや登山、キャンプ、溪流釣りなどで出たごみは必ず持ち帰ってください。

●ガソリン、エンジンオイル、ペンキ等のおいも好みます。鍵の付いた建物内で保管しましょう。

●養蜂箱が荒らされる被害もあります。人家付近への設置は控え、電気柵を設置するなどの対策をしましょう。

●人家周辺のクマの隠れやすそうなやぶなどは、刈り払いを行いましょう。

●ハイキングや登山など山に入る際は、鈴、笛、ラジオ、手を叩くなど、音を鳴らしながら歩きましょう。

○クマ目撃情報等の通報

次のとおり通報してください。

●被害が出そうな場所（民家の近く等）での目撃…局番なしの「110番」通報

●痕跡、過去の目撃…環境政策課環境政策係（☎595-1110、平日午前8時30分～午後5時15分）

納税などには便利な口座振替をご利用ください